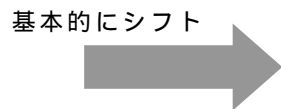


高槻市都市景観形成要綱と高槻市景観計画の基準の比較

- ・景観計画における届出対象行為は、基本的に要綱の内容を継承し、大規模建築物等の規制・誘導を基本とする。
- ・景観形成基準についても、要綱の指導基準・デザイン指針の項目を基本としながら内容については精査している。

高槻市都市景観形成要綱  
届出規模  
建築物 高さ 15m 超又は建築面積 1,000 m<sup>2</sup>超  
工作物 高さ 10m 超



高槻市景観計画  
届出規模  
建築物 高さ 15m 超又は建築面積 1,000 m<sup>2</sup>超  
工作物 高さ 10m 超

区分	指導対象	指導基準
敷地のデザイン	空地の配置	・まとまりのある空地を道路側に確保し、ゆとりある歩行者空間と修景スペースを確保する。
	緑化	・地域と建築物の景観に見合った適切な樹木や草木を植栽する。
	舗装・屋外設置物	・公共用地界を明確化した上で、歩道と一体化した舗装と屋外街具を配置する。
	1・2 階の利用形態	・前面の道路が快適な通りとなるよう、開口部を工夫する。
建築物のデザイン	建築物のかたち	・周辺地域と調和した建築物の高さ、形態、屋根とする。
	外壁・窓	・隣接する建築物と調和したもので、端正かつ表情豊かな外観デザインとする。
	材質・色彩	・外壁材は、地域と調和したもので、汚れが目立たず、色あせないものを使用する。
	設備・屋外階段	・主要道路から、見えなくするか、目立たないように工夫する。
広告物	サイン（広告）	・サインは小さくまとめ、建築物と一体的なものとする。

項目	景観形成基準	
敷地内のデザイン	空地の配置	・まとまりのある空地を道路側に確保し、ゆとりある歩行者空間と修景スペースを確保する。
	緑化	・地域と建築物の景観に見合った適切な樹木や草木を植栽する。 ・道路に面する敷地は、緑を適切に配置することで潤いのある空間の確保に配慮する。
	舗装・屋外設置物	・公共用地界を明確化した上で、歩道との連続性を考慮し、舗装仕上げや屋外設置物の配置に配慮する。
	1・2 階の形態	・前面の道路が快適性や賑わいを感じることができる通りとなるよう、開口部を工夫する。
建築物・工作物	かたち	・周辺地域と調和した高さ、形態、屋根とする。
	外壁	・周辺地域や建築物と調和した外壁デザインとする。 ・面積の大きな壁面等は、適切な分節等により、単調なものとならないよう配慮する。 ・外壁の材質は、周辺地域と調和したものとし、汚れが目立たず、色あせない材料を使用する。
	設備・屋外階段	・主要道路から、見えなくするか、目立たないように工夫する。 ・建築物や工作物と調和したデザインとし、緑化や色調をあわせることで目立たないように配慮する。
	色彩	・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとし、別表 1 の色彩基準を遵守すること。
開発行為	・現況の地形を可能な限りいかし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ない場合、法面は緑化等を施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化等を施し、周辺地域との調和に配慮する。 ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。	
木竹の植栽又は伐採	・大規模な伐採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺地域との調和に配慮する。 ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮する。 ・高さを可能な限り抑えらるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 ・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を周辺地域と調和に配慮した緑化や塀の設置等により遮蔽する。	

別表 1

< 色彩基準 >  
 ・計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。  
 ・外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。  
 色彩基準（外壁基本色）  
 R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度 6 以下  
 Y(黄)系の色相の場合、彩度 4 以下  
 その他の色相の場合、彩度 2 以下 JIS のマンセル表色系による  
 ・ただし、次に掲げるものはこの限りでない。  
 外壁各面で 1 / 3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合。  
 （サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。）  
 外壁各面で 1 / 20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合。  
 （アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1 / 3 以下とすること。）  
 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合、  
 歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合。

は追加された事項